

# 個人情報保護条例に係る実態調査結果 概要

---

令和2年5月

個人情報保護委員会事務局

## 調査基準日・調査対象

- 調査基準日：2019年4月1日（総務省実施調査（「地方自治情報管理概要」として公表）の追加調査として、2020年2月27日から同年3月23日に実施）

- 都道府県（47団体）、市町村（特別区を含む。1741団体）及び一部事務組合等（1562団体）

※ 一部事務組合等とは、一部事務組合、広域連合及び地方開発事業団をいう。

一部事務組合 (1444団体)	地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体（地方自治法第284条）
広域連合 (117団体)	地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体（地方自治法第284条）
地方開発事業団 (1団体)	地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）により廃止。1団体（青森県新産業都市建設事業団）のみ同法附則第3条の規定により存続

※ 一部事務組合等については、個別の個人情報保護条例を制定していない等、条例の適用関係が明らかでない団体が少なくとも613団体存在することが分かった。当該団体については、本調査結果の分析においては母数に含めることとしているが、今後、実態を把握していく必要がある。

## 分析区分

- 全体：都道府県（47団体）、市町村（1741団体）、一部事務組合等（1562団体）
- 都道府県：人口500万以上（9団体）、人口100万以上500万未満（28団体）、人口100万未満（10団体）
- 市町村：市（特別区を含む。）（815団体）、町（743団体）、村（183団体）

※ 「市」「町」とは、それぞれ地方自治法第8条第1項及び第2項に規定するもの、「村」は「市」・「町」以外のものをいう。「特別区」とは、地方自治法第281条に規定するものをいう。

## 調査項目

### 1. 個人情報の定義・範囲

- 個人識別符号、照合の容易性に関する規定、要配慮個人情報
- 個人情報ファイル、死者に関する情報の取扱い

### 2. 個人情報の取扱いに関する規律・運用実績

- 目的外利用及び外部提供に関する規定
- 利用目的の範囲内における個人情報の取扱い及び第三者提供に係る制限規定
- 自己情報の開示・訂正等ができる規定
- 「指定管理者」とされる民間事業者への条例の適用、二以上の団体による出資法人等に対する条例の適用
- 行個法には規定がない個人情報並びの規定の有無及びその内容

### 3. 執行

- 実施機関全体を統括する責任者、部署ごとの責任者責任者の権能・機能に関する規定
- 審議会等への諮問、意見聴取、審議等の実施件数、審議会等の委員の選任に係る要件規定
- 個人情報の漏えい事故等があった場合の報告規定、報告義務を負う機関
- 条例等違反に対する地方公共団体職員への罰則適用件数、受託業者に対する罰則適用件数
- 民間事業者に課している規律の内容、苦情相談対応を行う機関

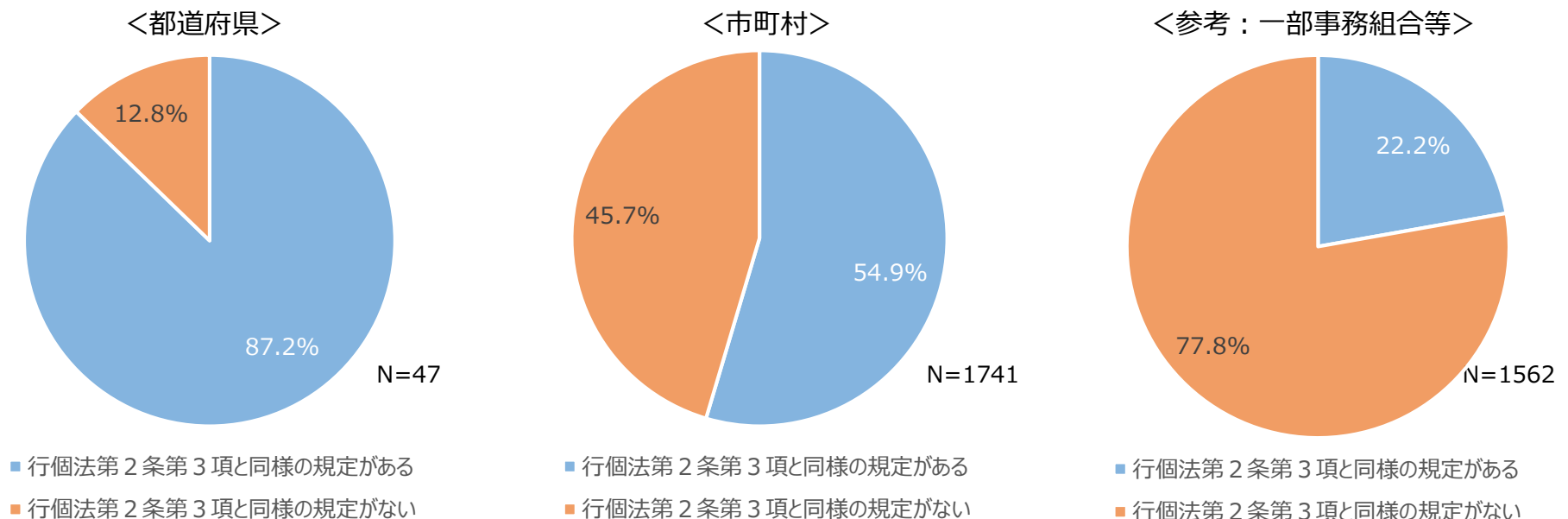
### 4. その他

- 自治体間の連携施策の内容、その内訳
- 民間事業者からデータ利活用の目的で寄せられる相談・要望
- 個人情報の保護に関し、日頃から感じている課題、仮に統一的な規律が設けられた場合に考えられる課題

## 1-1 個人識別符号の定義

- 都道府県においては80%以上の団体において、行政機関個人情報保護法第2条第3項と同様の規定があるとしているのに対し、市町村においては、54.9%となっている。

※ 「個人識別符号」とは、平成27年の個人情報保護法の改正を踏まえ、平成28年の行政機関個人情報保護法等の改正により、個人情報の範囲を明確化するために設けられた概念であり、それそのものから通常人をもって特定の人物と情報との間に同一性を認めるに至り得るものとして、行政機関個人情報保護法第2条第3項に規定されているものをいう。



## 1-2 個人情報の定義における照合性

- ほとんどの都道府県において、照合の容易性を要件としていない。
- 市町村においては、照合の容易性を要件としている団体と、照合性について規定していない団体が、それぞれ約10%存在する。

### ※ 個人情報の定義規定

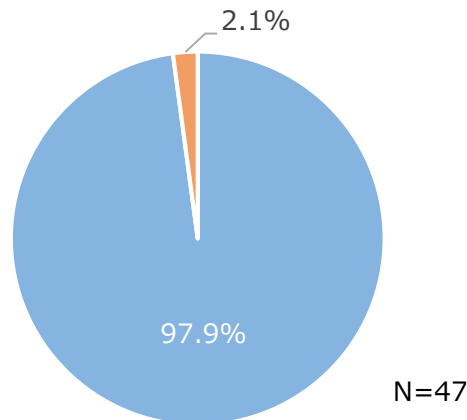
#### 【個人情報保護法第2条第1項】

「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等・・・により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」又は「個人識別符号が含まれるもの」。

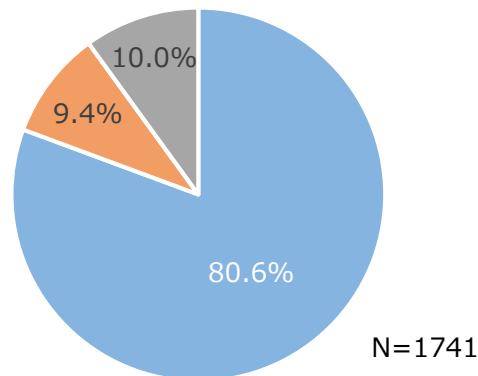
#### 【行政機関個人情報保護法第2条第2項】

「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等・・・により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」又は「個人識別符号が含まれるもの」。

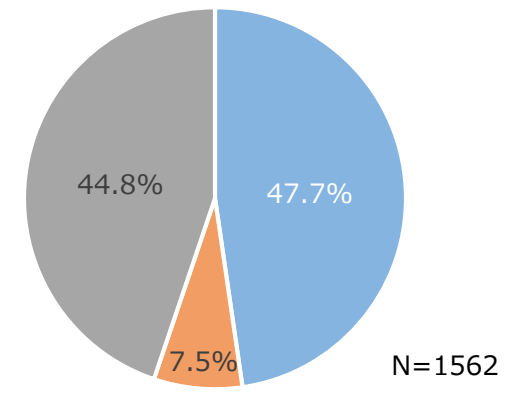
<都道府県>



<市町村>



<参考：一部事務組合等>



- 他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報
- 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報

- 他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報
- 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報
- 他の情報との照合による識別の概念を規定していない。

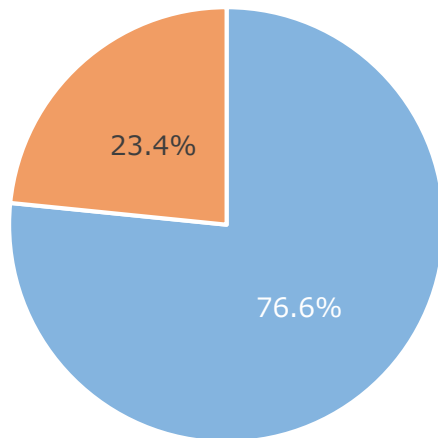
- 他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報
- 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報
- 他の情報との照合による識別の概念を規定していない。

## 1-3 要配慮個人情報に関する規定

- 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する「要配慮個人情報」について、76.6%の都道府県及び52.6%の市町村において、同様の規定があるとしている。

※ 「要配慮個人情報」とは、平成27年の個人情報保護法の改正を踏まえ、平成28年の行政機関個人情報保護法等の改正により、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」として行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定されているものをいう。

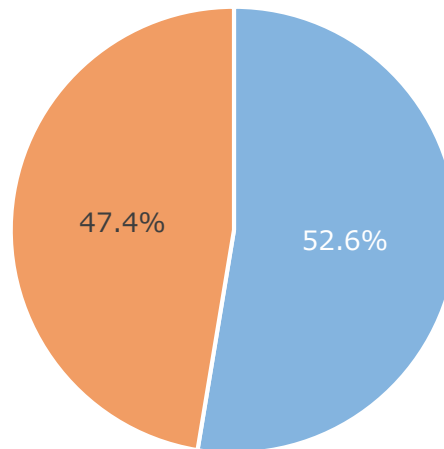
<都道府県>



N=47

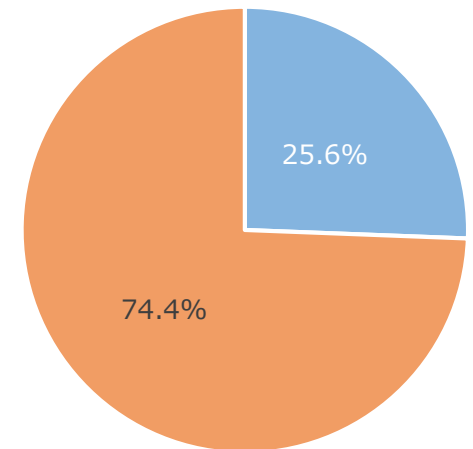
- 行個法第2条第4項と同様の規定がある
- 行個法第2条第4項と同様の規定がない

<市町村>



- 行個法第2条第4項と同様の規定がある
- 行個法第2条第4項と同様の規定がない

<参考：一部事務組合等>

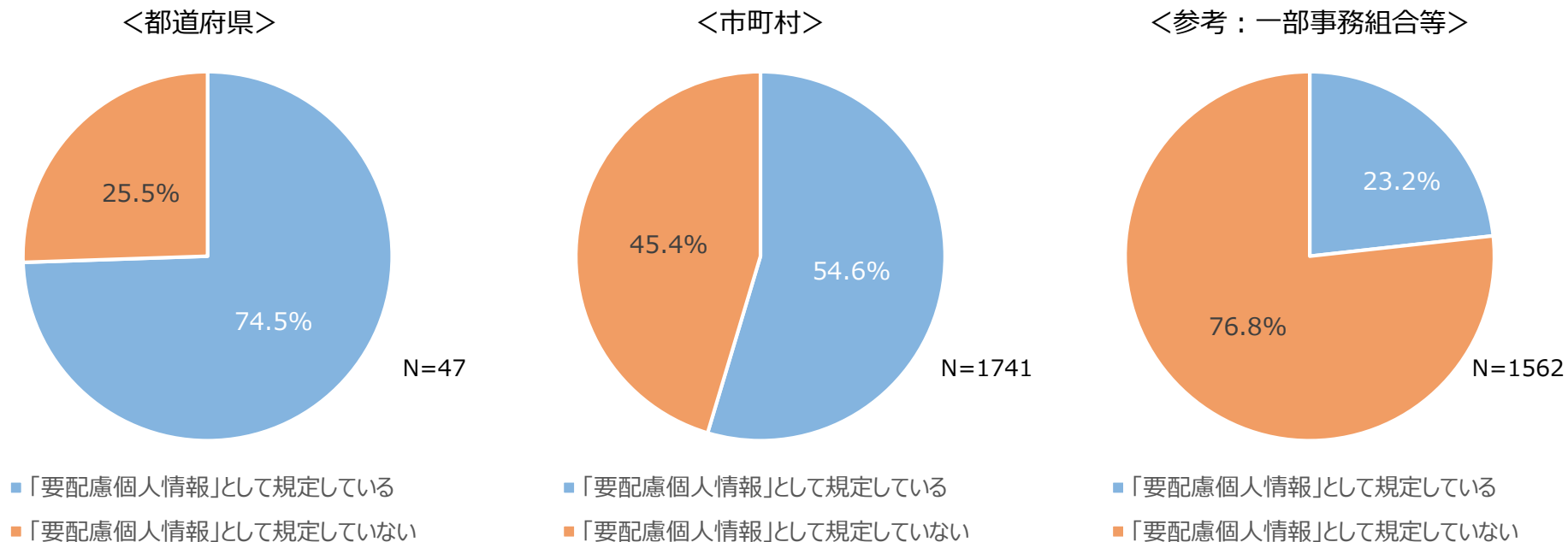


- 行個法第2条第4項と同様の規定がある
- 行個法第2条第4項と同様の規定がない

## 1-4 「要配慮個人情報」の定義規定

- センシティブ情報について、74.5%の都道府県が「要配慮個人情報」として規定している。
- 市町村においては、約半数が「要配慮個人情報」として規定している。

※ 「センシティブ情報」とは、要配慮個人情報と同義ではないものの、これに類する情報をいう。

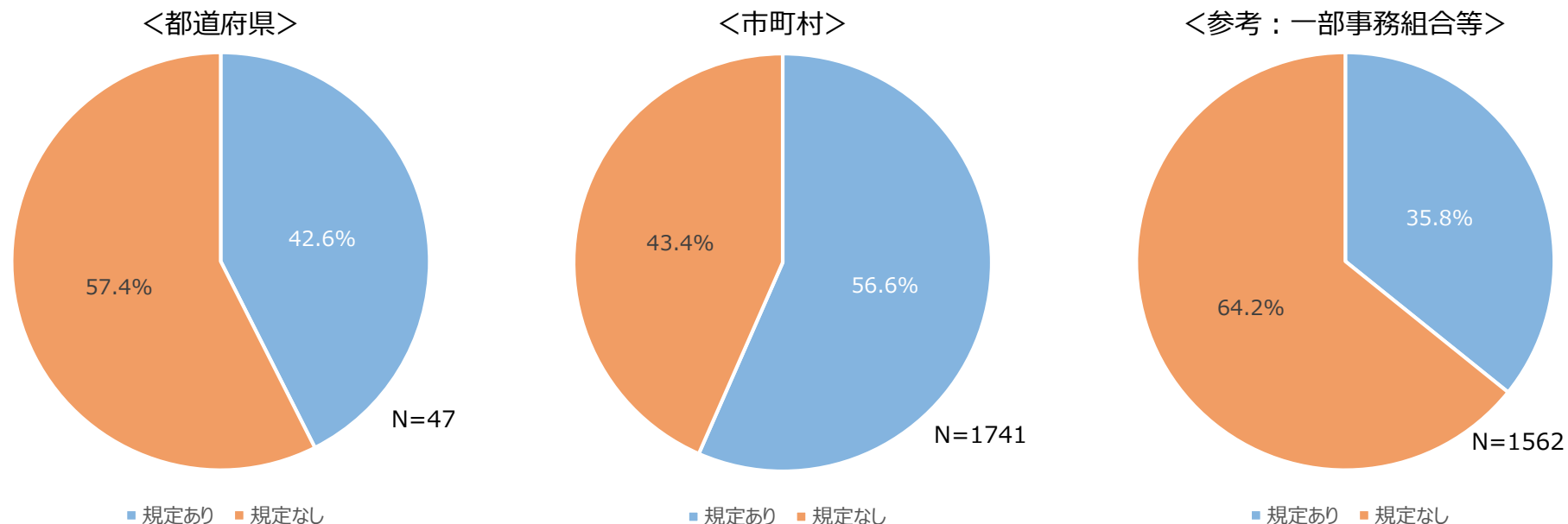


## 1-5 個人情報ファイルの規定

- 「個人情報ファイル」について、半数以上の都道府県が規定していないのに対し、市町村においては半数以上が「個人情報ファイル」について規定している。
- なお、総務省調査において、「個人情報の保有状況を記録した帳簿等」については、すべての都道府県及び95.2%の市町村が、「個人情報ファイル簿」については、8.5%の都道府県及び30.7%の市町村が、作成規定を設けていると回答している。

※ 「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために、電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したものや、特定の保有個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものをいう。（行政機関個人情報保護法第2条第6項）

※ 「個人情報ファイル簿」とは、各団体における個人情報の保有状況を公表すること又は個人情報の本人が非識別加工情報の提案対象となる個人情報ファイルを知り、事業者が円滑に提案のための準備作業等ができることを目的として、個人情報を含む情報の集合物を単位として作成する帳簿等であって、それぞれの情報の集合物の利用目的、記録項目、記録範囲、収集方法等について記載したものをいう。（行政機関個人情報保護法第11条）

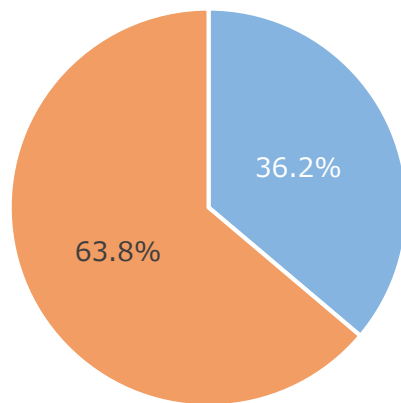




## 1-6 死者に関する情報の取扱い

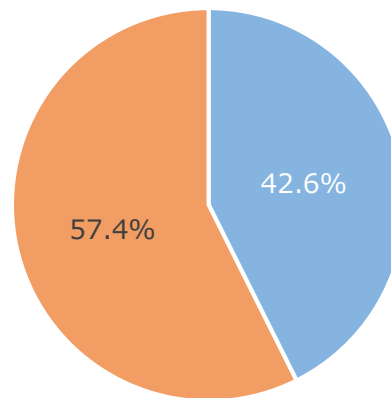
- 都道府県及び市町村においては、半数以上の団体が「死者に関する情報」についても規律の対象としている。

<都道府県>



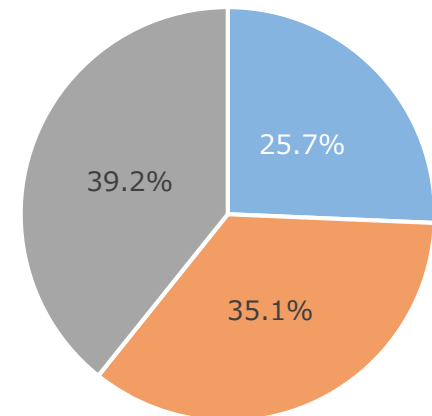
■ 生者に関する情報のみ対象 N=47  
■ 死者に関する情報も対象

<市町村>



■ 生者に関する情報のみ対象 N=1741  
■ 死者に関する情報も対象

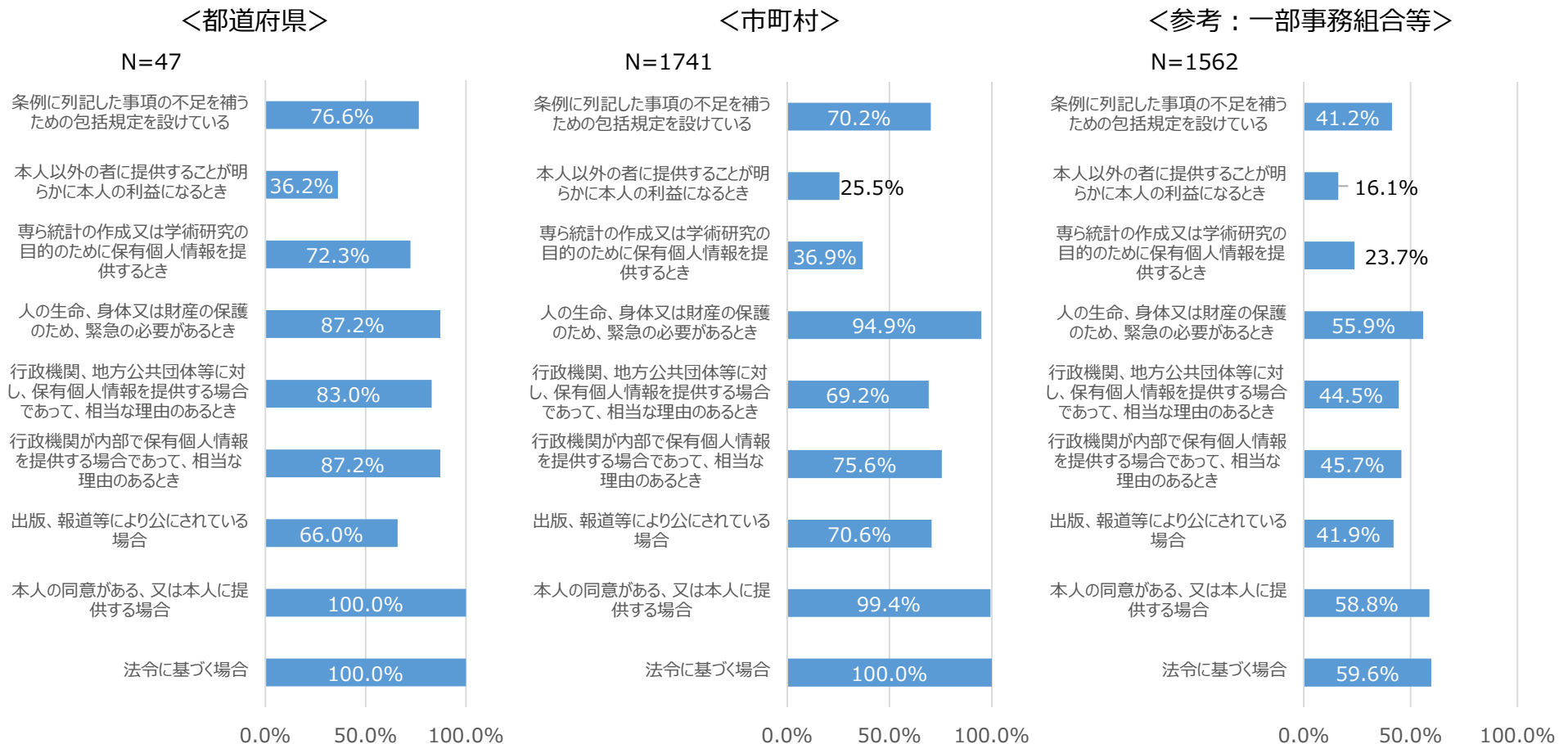
<参考：一部事務組合等>



■ 生者に関する情報のみ対象 N=1562  
■ 死者に関する情報も対象  
■ 規定なし

## 2-1 目的外利用又は外部提供に関する規制

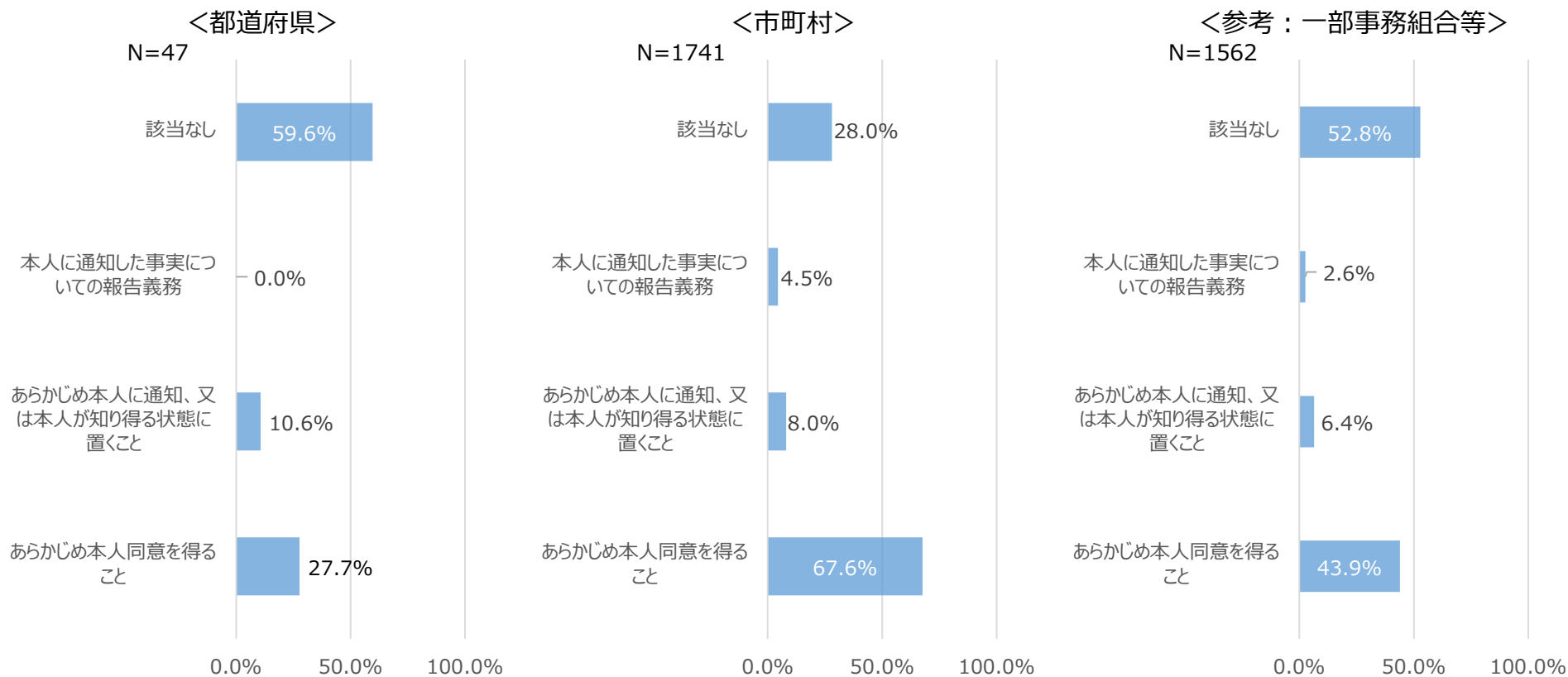
- 都道府県及び市町村においては、すべての団体が「法令に基づく場合」には、団体内部での利用・収集目的以外の目的のための個人情報の利用及び外部への提供ができることとしている。
- 「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供する」場合に、団体内部での利用・収集目的以外の目的のための個人情報の利用及び外部への提供ができることとしている団体の割合は、都道府県においては72.3%と比較的高い。



## 2-2 目的の範囲内の利用に関する規制

- 都道府県においては27.7%、市町村においては67.6%があらかじめ本人の同意を得ることを義務付けている。

※ 行政機関個人情報保護法等においては、利用・収集目的の範囲内における個人情報の取扱い及び外部提供について、個人情報の保有について 利用目的の特定義務や直接取得時の利用目的明示義務はあるものの、本人同意の取得や本人への通知等を義務付けてはいない。



※ その他：17.0% (事務の目的の明確化 等)

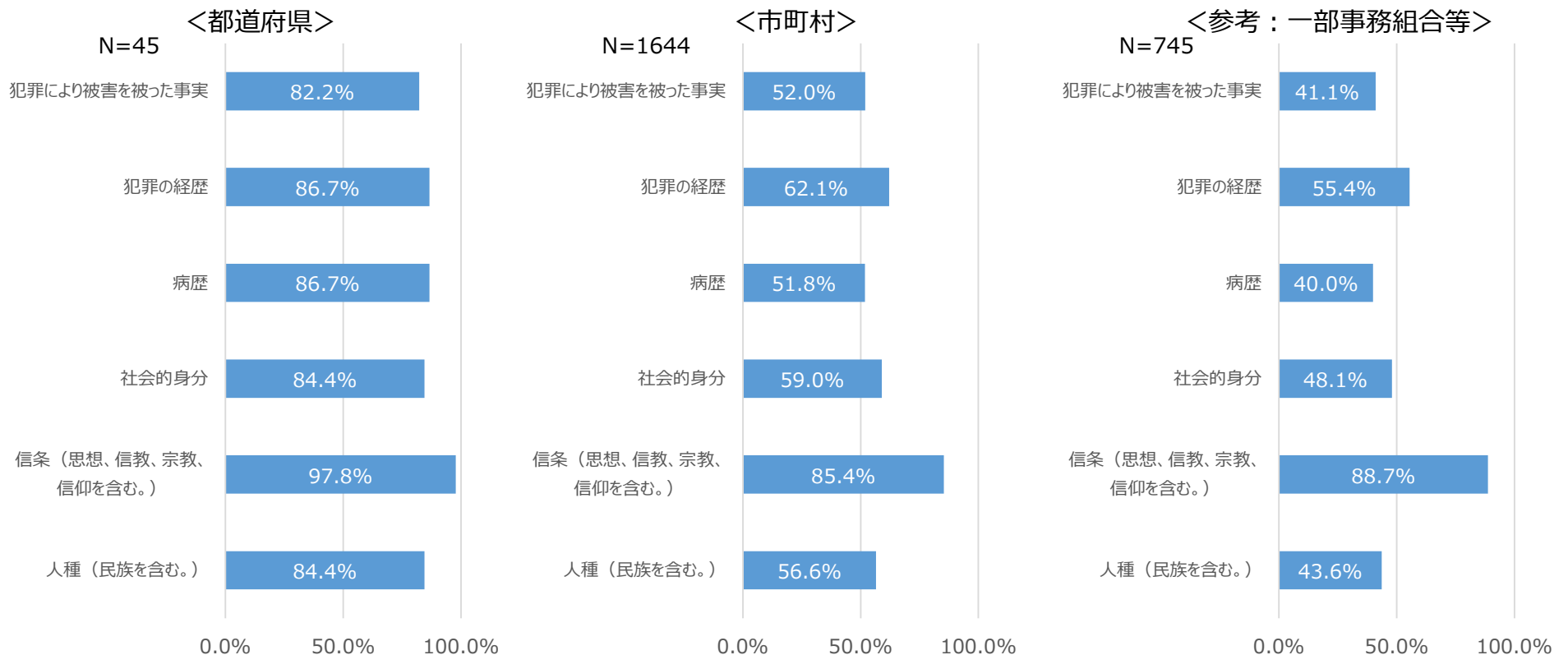
※ その他：19.9% (直接取得、事務の目的の明確化 等)

※ その他：10.5% (事務の目的の明確化、本人への明示 等)

## 2-3 センシティブ情報の取扱いに関する制限規定

- 一定の情報について収集・記録規制を設けている団体は、都道府県においては95.7%、市町村においては94.4%と高い割合となっている。
- 8割以上の都道府県及び半数以上の市町村においては、いずれの情報についても収集・記録規制を設けている。

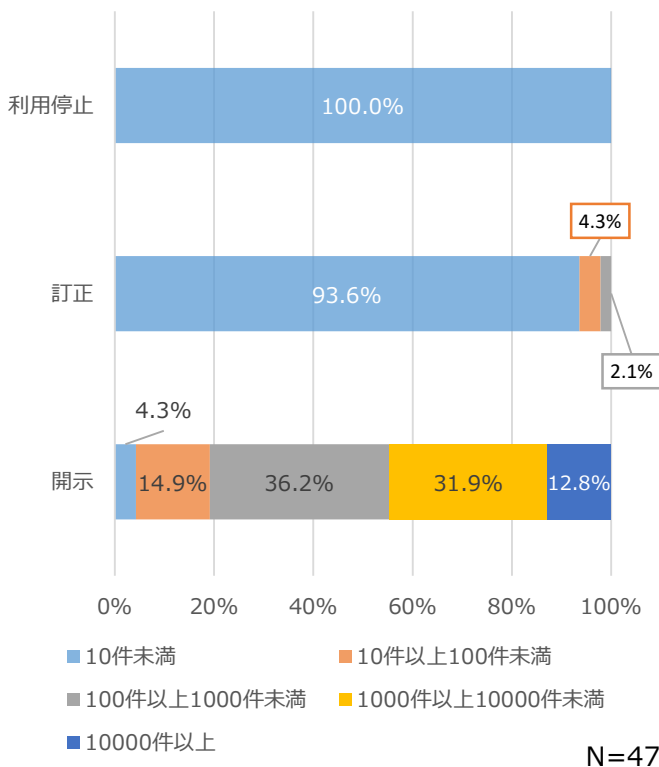
※ 行政機関個人情報保護法等においては、要配慮個人情報として定義しているセンシティブ情報について、個人情報ファイル簿に当該情報の有無について記載する義務を設けているものの、収集・記録について特段の制限は設けていない。



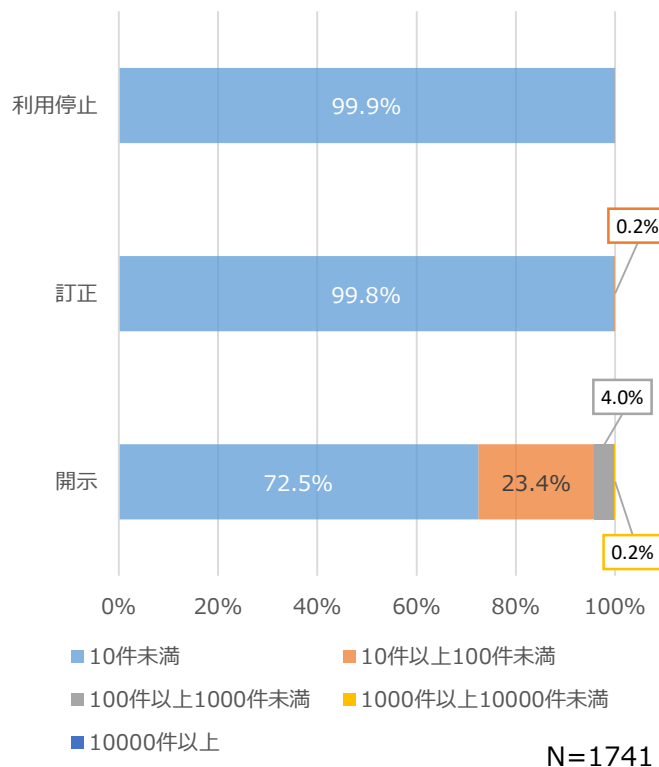
## 2-4 自己情報の開示・訂正等の請求が行われた件数

- 自己情報の開示・訂正等の請求規定について、都道府県においては、開示・訂正・利用停止についてすべての団体において請求規定を設けている。
- 他方、市町村においては、開示・訂正の請求規定についてはすべての団体において設けているが、利用停止の請求規定について設けている団体は97.1%となっている。
- 開示の請求件数については、都道府県においては、100件以上1000件未満の割合が36.2%と高いのに対し、市町村においては、10件未満の割合が72.5%と高くなっている。

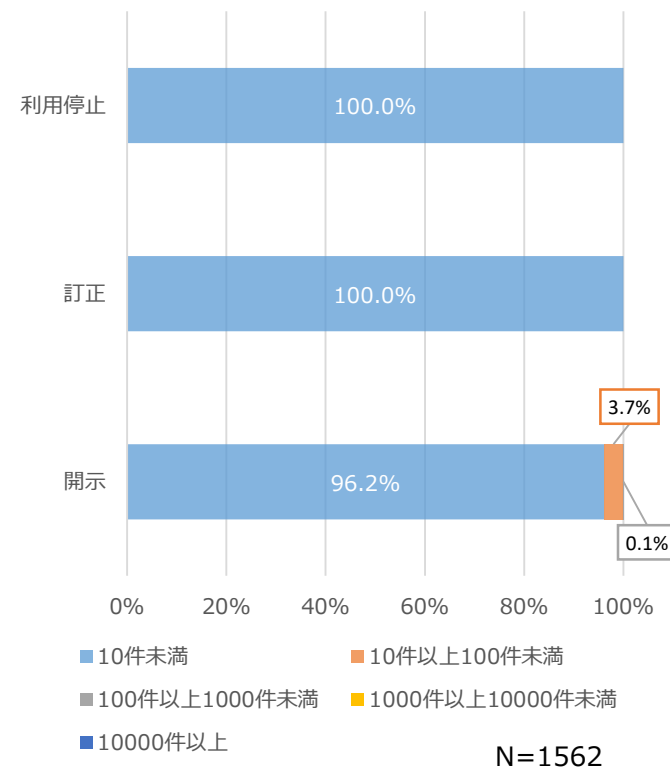
<都道府県>



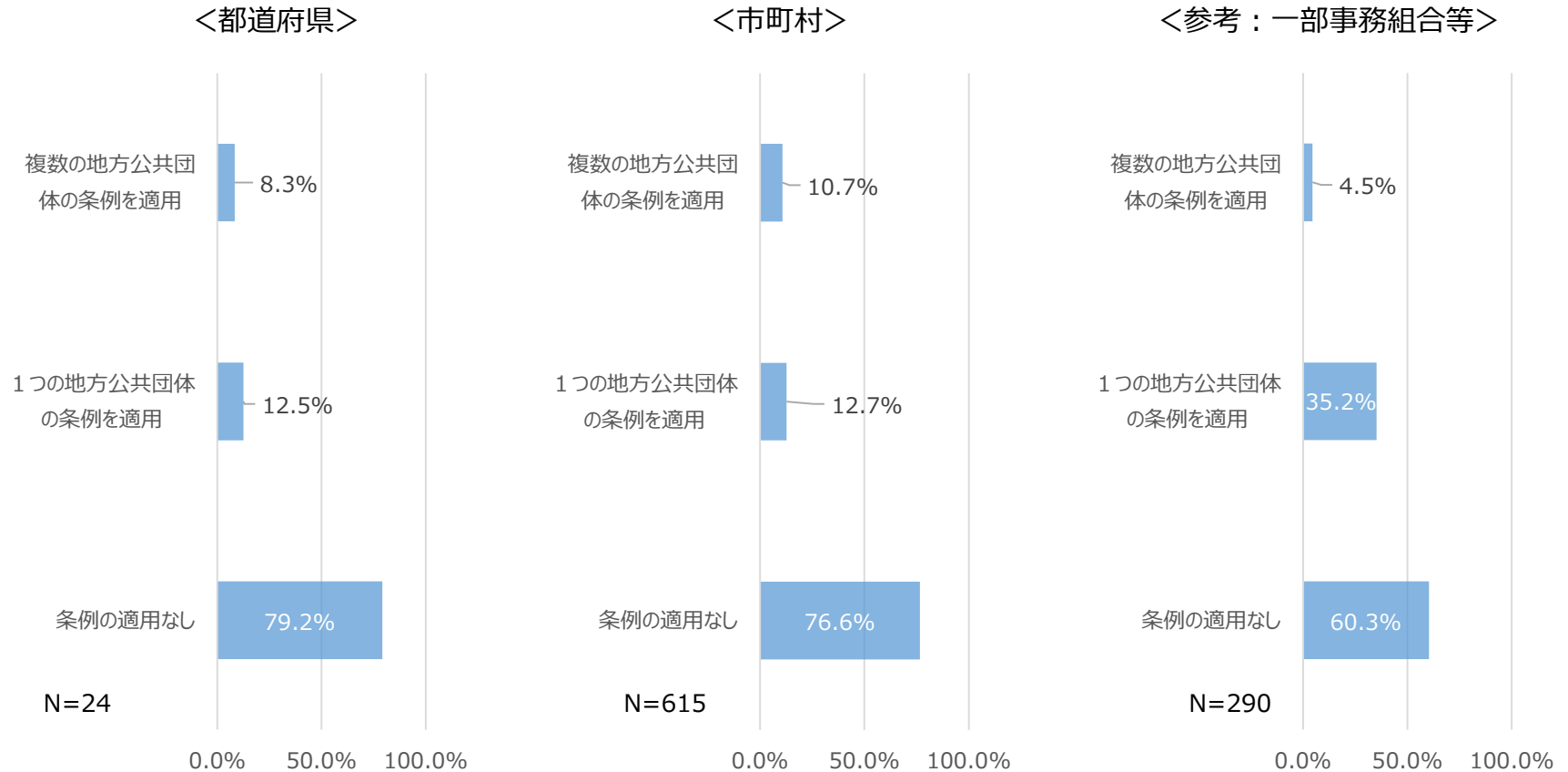
<市町村>



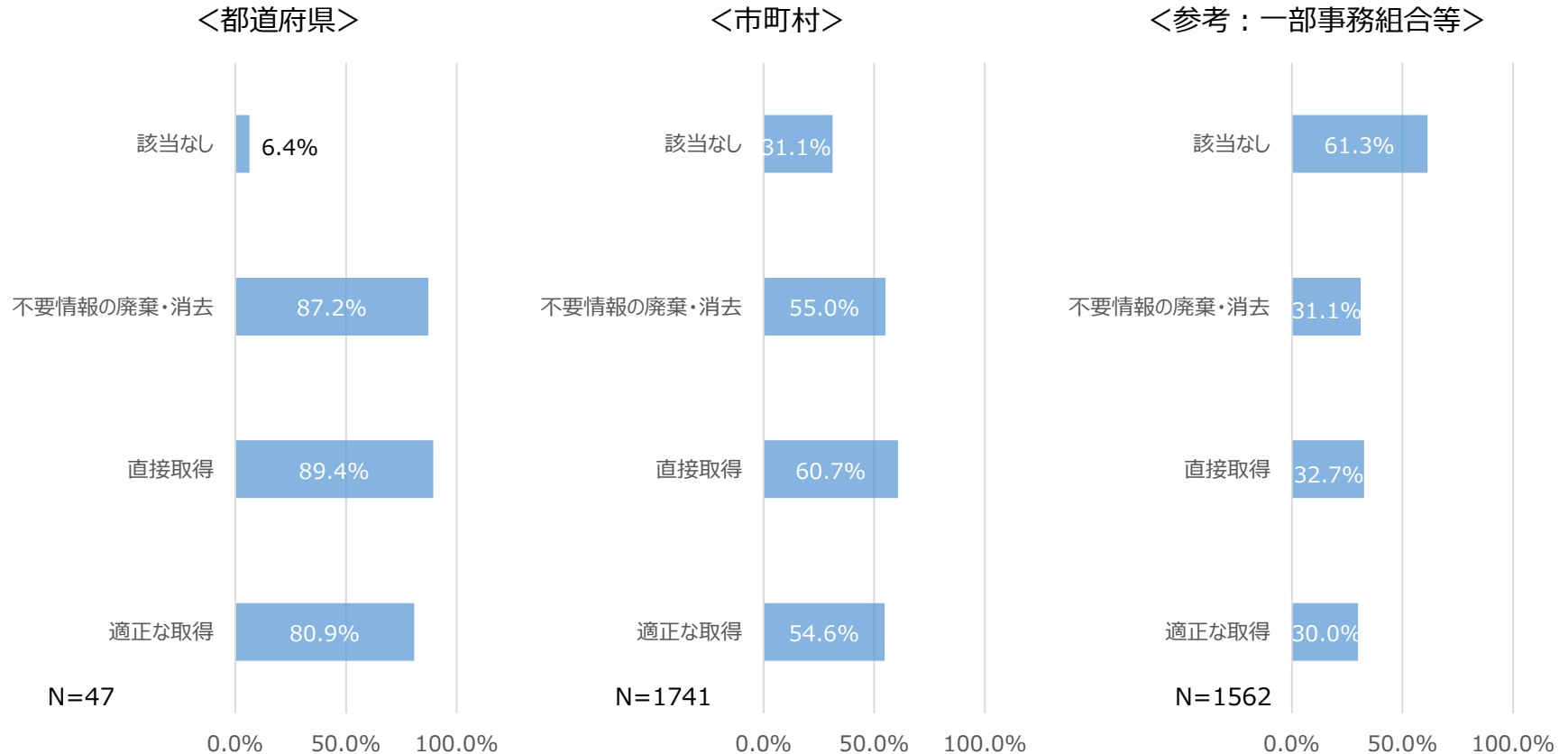
<参考：一部事務組合等>



- 二以上の地方公共団体により設立された法人の設立団体において、当該設立した法人に対する条例の適用関係について、「条例の適用なし」と回答した割合がいずれの地方公共団体においても最も高くなっている。

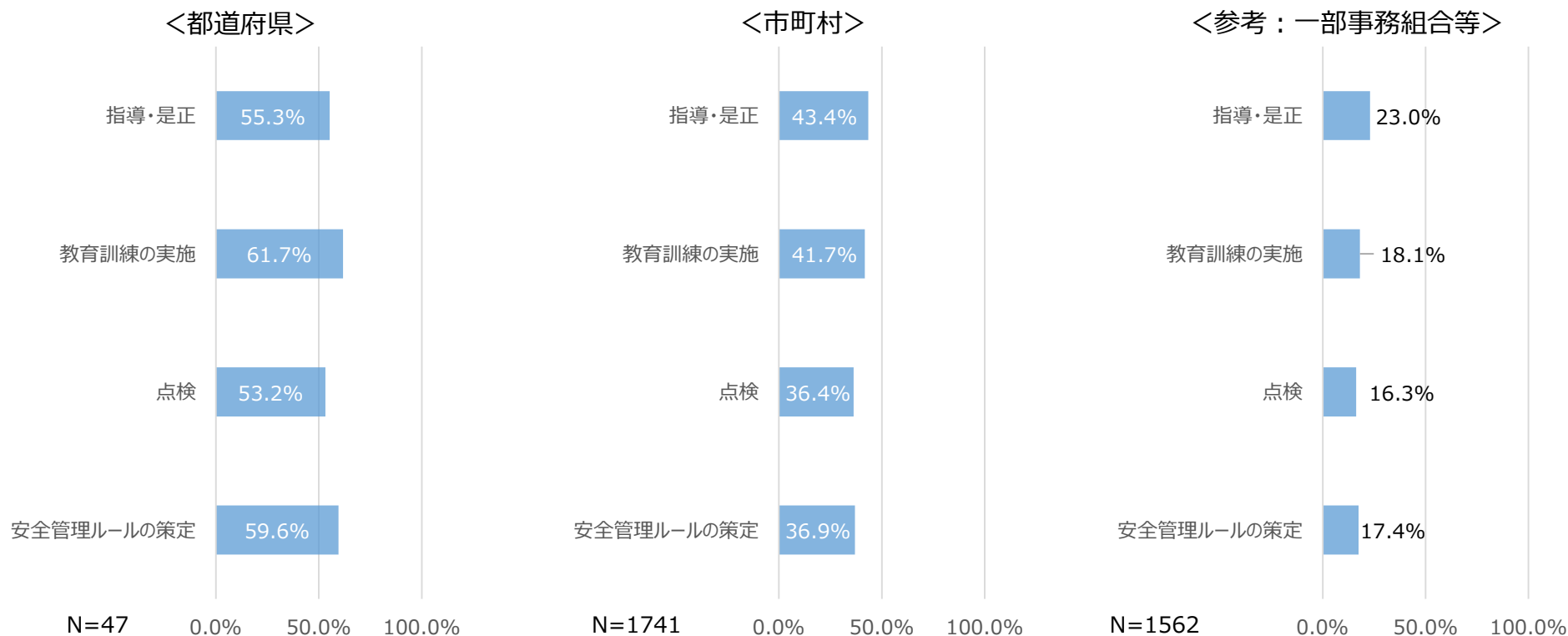


- 80%以上の都道府県及び半数以上の市町村において、行政機関個人情報保護法には規定のない個人情報保護法並みの規定が設けられている。



### 3-1 組織内の責任者が有する権能

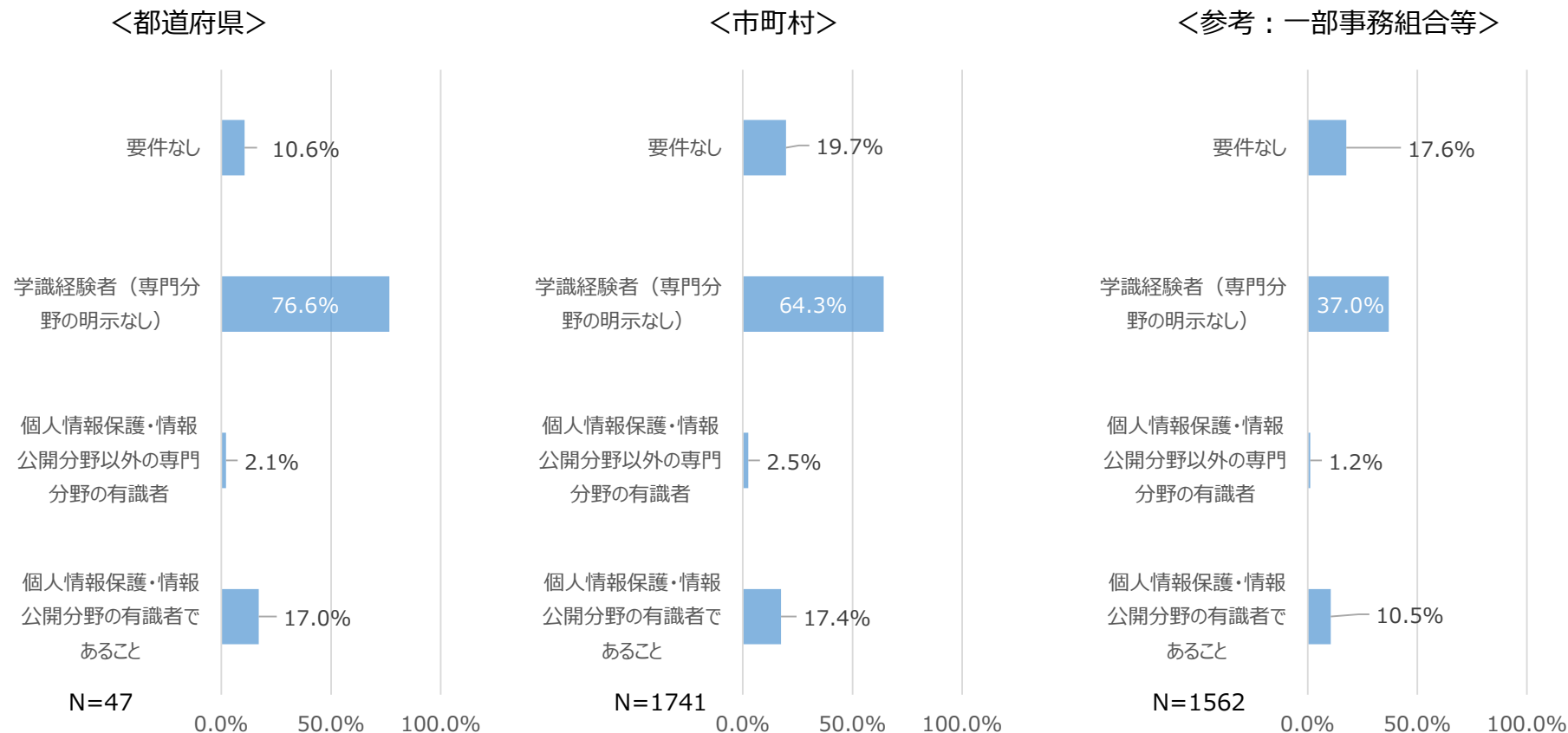
- 組織全体の責任者の指定について規定している団体の割合は、都道府県においては40.4%、市町村においては59.0%となっている。
- 各部署の責任者の指定について規定している団体の割合は、都道府県においては63.8%、市町村においては68.9%となっている。
- 責任者の権能について、都道府県においては「教育訓練の実施」としている割合が最も高く、市町村においては「指導・是正」としている割合が最も高い。





### 3-2 審査会等の委員の選任要件

- 審査会等の委員の選任要件について、いずれの地方公共団体においても「専門分野の明示のない、学識経験者」と回答している割合が最も高い。
- 都道府県においては、「要件なし」としている割合よりも「個人情報保護・情報公開分野の有識者であること」を要件としている割合が高いのに対し、市町村においては「要件なし」としている割合の方が高い。

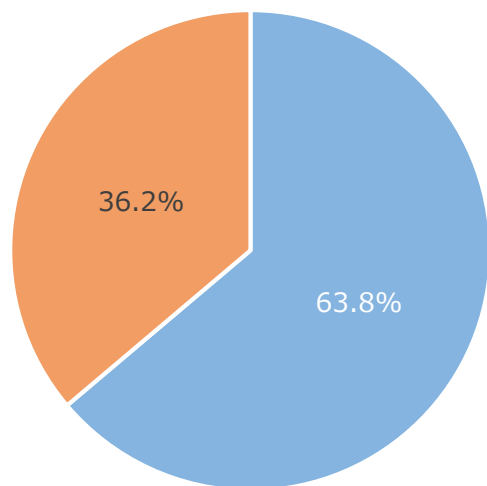


### 3-3 漏えい等の報告義務規定の有無

- 半数以上の都道府県が、条例等において漏えい等の報告義務規定を設けていると回答している。
- 他方、市町村においては、条例等において漏えい等の報告義務規定を設けていない割合が高くなっている。

参考：条例における規定とは別途、多くの地方公共団体において、個人情報の漏えいも含めた情報セキュリティインシデントの報告について、緊急時対応計画が作られている。（整備割合：都道府県100%、市区町村69.6%（「地方自治管理概要（令和元年度）」より引用））

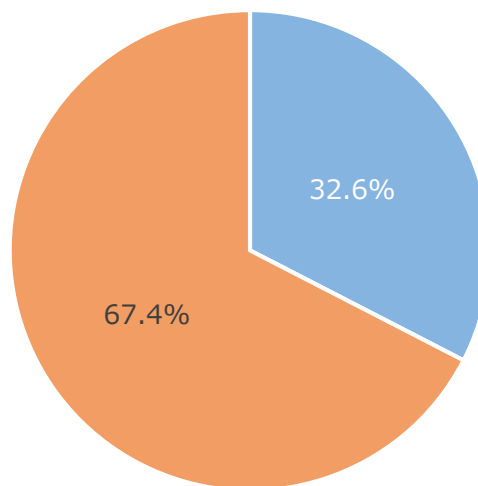
<都道府県>



N=47

■ 規定あり ■ 規定なし

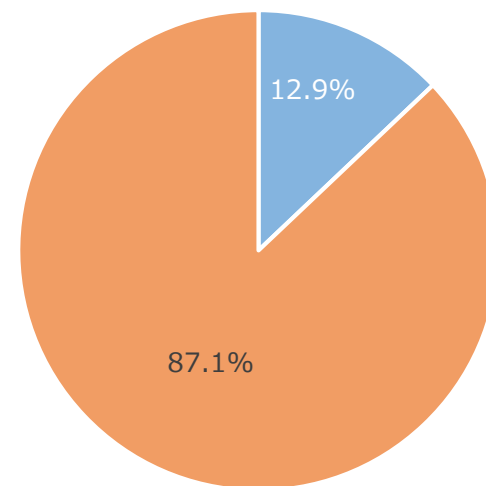
<市町村>



N=1741

■ 規定あり ■ 規定なし

<参考：一部事務組合等>

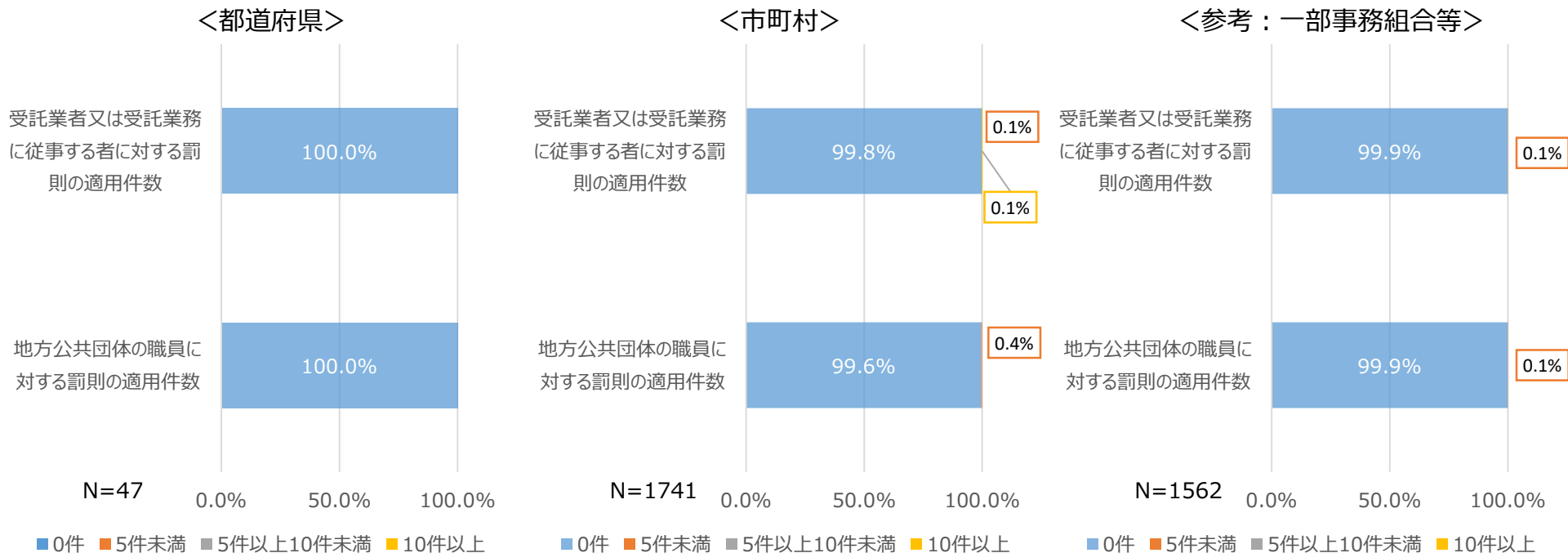


N=1562

■ 規定あり ■ 規定なし

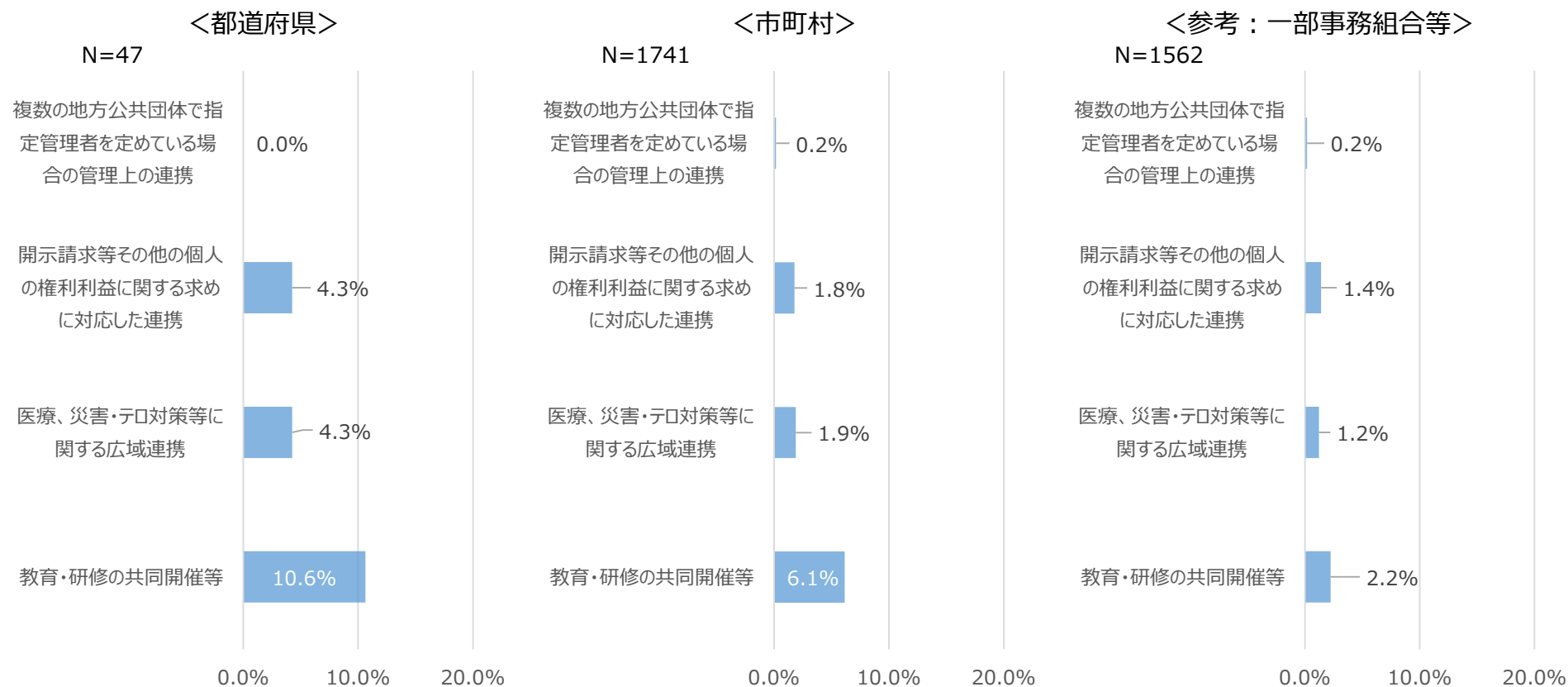
### 3-4 罰則の適用件数

- 地方公共団体の職員に対する罰則規定について、都道府県においてはすべての団体が規定を設けているのに対し、市町村においては75.5%が規定を設けている。
- 受託業者に対する罰則規定については、都道府県においては63.8%、市町村においては45.1%が規定を設けている。
- 地方公共団体の職員に対する罰則の適用件数について、0.4%の市町村が5件未満と回答している。
- 受託業者又は受託業務に従事する者に対する罰則の適用件数について、10件以上と回答した市町村が0.1%存在する。



# 4-1 平成30年度以降の自治体間の連携施策の実績

- 平成30年度以降の自治体間の連携施策について、実績のある地方公共団体は少数である。
- 実績のある地方公共団体の割合が最も高いのは「教育・研修の共同開催等」である。



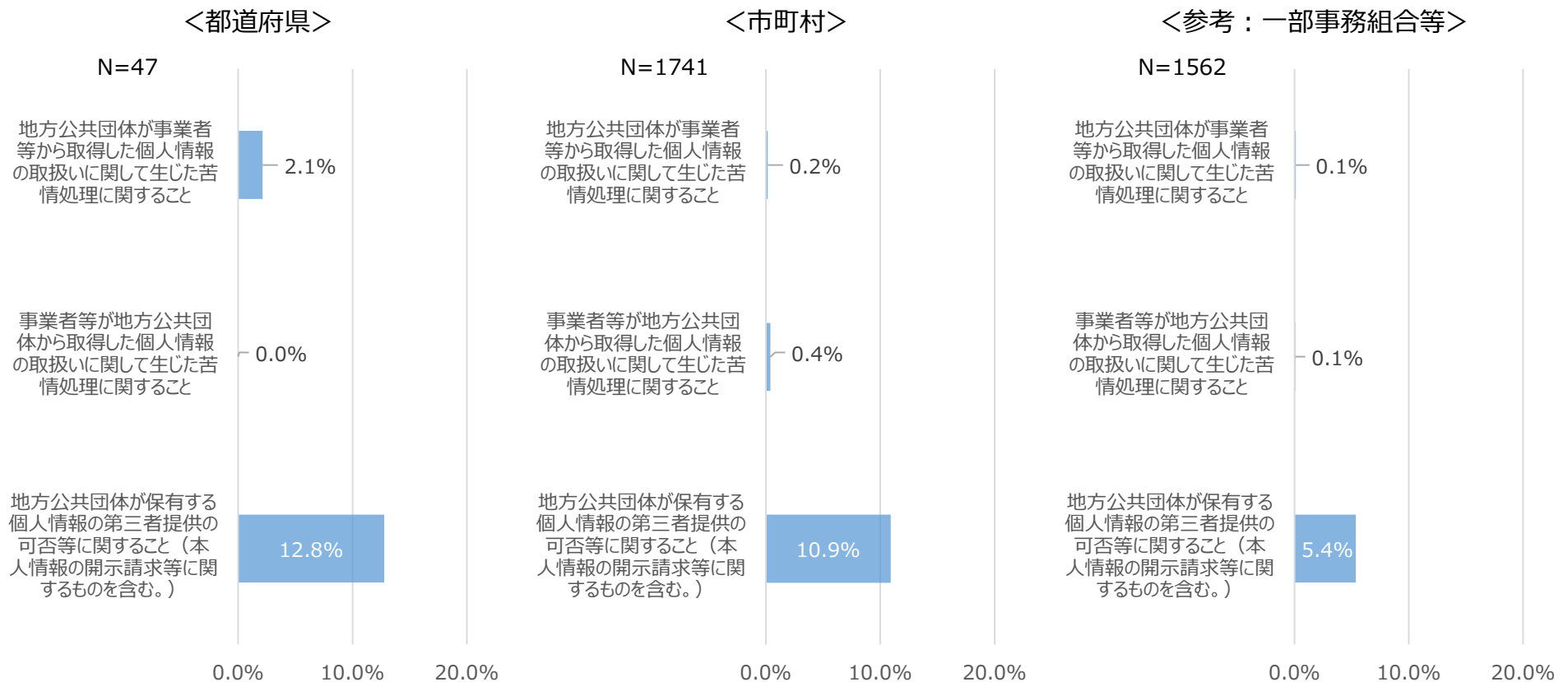
※ その他：4.3% （意見交換のための研究会の開催 等）

※ その他：1.4% （実績なし、研究会への参加 等）

※ その他：2.0% （実績なし、研修参加、レセプトデータの提供 等）

## 4-2 民間事業者からデータ利活用の目的で寄せられる相談・要望

- 民間事業者からデータ利活用の目的で寄せられる相談・要望については、全体的に少数であるものの、10%以上の都道府県及び市町村において、「地方公共団体が保有する個人情報の第三者提供の可否等に関する」相談・要望が寄せられている。



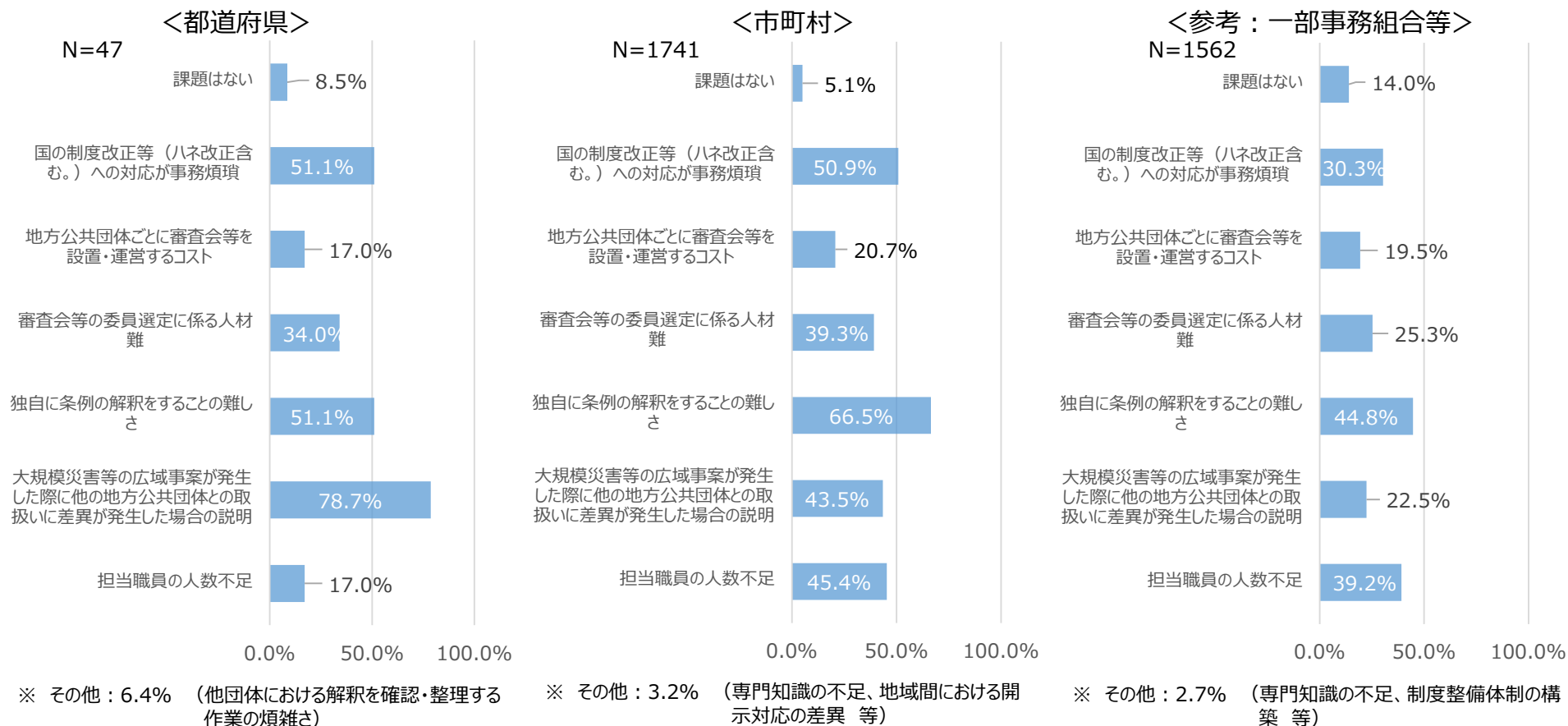
※ その他：0.0%

※ その他：1.8% (相談・要望なし、非識別加工情報化に関すること等)

※ その他：2.4% (相談・要望なし、情報提供依頼等)

## 4-3 現状の制度運用における課題・支障

- 都道府県においては、「大規模災害等の広域事実が発生した際に他の地方公共団体との取扱いに差異が発生した場合の説明」に支障・課題があると回答した割合が最も高い。
- 市町村においては「独自に条例の解釈をすることの難しさ」と回答した割合が最も高くなっている。
- 課題はないと回答した地方公共団体も一定数存在する。



- いずれの地方公共団体においても、「同種の事例に対する他団体との取扱いにおける一体性の確保」及び「条例の現状の取扱いと差異が発生した場合の対外的説明」に支障・課題があると考えている割合が高くなっている。
- 「課題はない」と回答した都道府県が存在しないのに対し、市町村においては「課題はない」と回答した割合が5%以上となっている。

